

大阪府市町村施設整備資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、府の区域内の市町村及び市町村で構成する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の公共施設の整備等を促進するため、予算の定めるところにより、府が貸し付ける市町村施設整備資金貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付に係る条件及び手続等を定めることを目的とする。

(貸付の要件)

第2条 貸付金の貸付を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる要件を具備していなければならない。

- (1) 償還の見込みが確実であること。
- (2) 事業の計画が適切であること。
- (3) 財務の経理が明確であること。
- (4) 地方債元利金の支払に延滞がないこと。

(貸付日)

第3条 貸付金の貸付日は、5月末日とする。ただし、公営企業に対する貸付日は、3月末日とする。

(貸付利率)

第4条 貸付の利率は、貸付日現在の財政融資資金の半年賦、全期間固定金利貸付に基づく利率（以下「財政融資資金貸付利率」という。）と同率とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、公共施設の再編に係る計画等を策定している市町村等が行う面積減を伴う建替え及び除却等に関する事業に要する経費を対象とする貸付の利率は、貸付日現在の財政融資資金貸付利率に二分の一を乗じて得た利率（小数点以下第二位未満は切り捨てる。ただし、当該得た利率が0.01パーセント未満となる場合は、小数点以下第三位未満を切り捨てる。）とする。

(貸付期間)

第5条 貸付金の貸付期間及び据置期間は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、前条第2項の事業については、別表2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、貸付期間は貸付金を財源として整備した公共施設又は公用施設等の耐用年数を超えないようにしなければならない。地方債を借り換える場合においても同様とする。

(貸付方法)

第6条 貸付金の貸付けは、証書貸付の方法によるものとする。

(借入の申請)

第7条 貸付金の貸付けを受けようとする市町村等は、知事の指定する期日までに、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 大阪府市町村施設整備資金借入申請書（様式第1号）

(2) 関係予算の抜すい

(3) 事業計画書（様式第2号）

(貸付額等の決定)

第8条 知事は、前条各号に規定する書類の提出を受けたときは、当該書類について審査のうえ、貸付けの可否及び貸付額等を決定（以下「貸付決定」という。）し、当該市町村等に通知するものとする。この場合において、知事は、必要な条件（以下「貸付条件」という。）を付することができる。

(貸付金の交付)

第9条 前条の規定により貸付決定を受けた市町村等が貸付金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の規定による請求書の提出があったときは、第3条に規定する貸付日において、貸付金を交付するものとする。

3 貸付金の交付を受けた市町村等は直ちに大阪府市町村施設整備資金借用証書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(事業計画等の変更)

第10条 市町村等は、貸付決定の内容又は貸付けの対象となった事業（以下「貸付対象事業」という。）の計画を変更しようとするときは、あらかじめ事業計画等変更申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の規定により提出された書類を審査の上、貸付決定の変更を承認したときは、当該市町村等に通知するものとする。

(事業の実施状況の報告)

第11条 貸付けを受けた市町村等は、貸付対象事業の実施状況に関し、知事の指定する期日までに、事業実施状況報告書（様式第6号）を作成し、知事に提出しなければならない。

(検査等)

第12条 知事は、貸付金の適正かつ効率的な運用のため、市町村等に対し、必要な資料の提出を求めることができる。また、資料を検査した結果、必要があると認めるときは、職員をして実地に検査させることができる。

(元金の償還及び利息の支払等)

第13条 元金の償還及び利息の支払は、1カ年賦元利均等償還の方法によるものとし、その支払期日は3月20日とする。

2 前項の利息の額の算定期間は、第3条に規定する貸付日の翌日から前項の支払期日までとする。ただし、利息の算定期間が1年に満たないときは、その期間に応じ日割り計算を行うものとする。

(延滞利息の支払)

第14条 支払期日に元金及び利息の全部又は一部の払込みをしなかった市町村等は、延滞金額に対し支払期日の翌日から支払当日までの延滞利息を支払わなければならない。

2 延滞利息は、年5%とする。

(繰上償還)

第15条 知事は、市町村等が貸付金を目的外に使用したとき、又は貸付条件に従わなかった

ときは、当該市町村等に対し、貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。この場合においては、知事は、繰上償還をさせようとする日の10日前までに当該市町村に対し通知するものとする。

- 2 市町村等は、繰上償還申請書（様式第7号）を知事に提出することで、貸付金の全部又は一部を繰上償還することができる。なお、繰上償還の日は、原則、第13条第1項に規定する支払期日とする。

（債務の承継）

第16条 貸付けを受けた市町村等から貸付金に係る債務の全部又は一部を承継した市町村等は、遅滞なく、債務承継報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（附則）

この要綱は、昭和46年4月1日から実施し、昭和45年度貸付事業から適用する。

この要綱は、昭和47年2月1日から実施し、昭和48年度貸付事業から適用する。

この要綱は、昭和49年10月1日から実施し、昭和49年度貸付事業から適用する。

この要綱は、昭和50年12月1日から実施し、昭和50年度貸付事業から適用する。

この要綱は、昭和53年3月31日から実施し、昭和52年度貸付事業から適用する。

この要綱は、昭和56年10月1日から実施し、昭和56年度貸付事業から適用する。

この要綱は、昭和63年3月1日から実施し、昭和62年度貸付事業から適用する。

この要綱は、平成2年3月31日から実施し、平成元年度貸付事業から適用する。ただし、第4第1項の改正規定は、平成2年度貸付事業から適用する。

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

この要綱は、平成13年8月1日から実施し、平成13年度貸付事業から適用する。

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

この要綱は、令和6年1月17日から実施し、令和5年度貸付事業から適用する。

この要綱は、令和7年6月1日から実施し、令和7年度貸付事業から適用する。

別表 1（要綱第 5 条第 1 項関係）

事業区分	貸付期間 (年以内)	左のうち 据置期間 (年以内)
学校教育施設等整備事業	25	2
社会福祉施設等整備事業	20	2
一般廃棄物施設等整備事業	20	2
公園施設等整備事業	20	2
道路・街路等整備事業	30	3
河川施設等整備事業	20	2
公営住宅施設等整備事業	20	2
情報通信施設等整備事業	10	2
文教施設・公共的施設等整備事業	20	2
庁舎・公用施設等整備事業	20	2
水道施設等整備事業	40	3
下水道施設等整備事業	40	3
病院施設等整備事業	30	3
その他知事が特に必要と認める事業	貸付の都度定める	

別表 2（要綱第 5 条第 2 項関係）

事業区分	貸付期間 (年以内)	左のうち 据置期間 (年以内)
公共施設及び公用施設等の除却事業	10	2
公共施設及び公用施設の建替事業	別表 1 に準ずる	